

議案第 8 2 号

飛騨市心身障害者小規模授産施設条例を廃止する条例について

飛騨市心身障害者小規模授産施設条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 9 月 6 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛騨市福祉作業所こぶしの家廃止に伴う廃止

## 飛驒市中心身障害者小規模授産施設条例を廃止する条例

飛驒市中心身障害者小規模授産施設条例（平成16年飛驒市条例第136号）は、廃止する。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 条例関係議案要旨

議案名	飛騨市中心身障害者小規模授産施設条例を廃止する条例について
担当部	市民福祉部
提案理由	飛騨市福祉作業所こぶしの家の廃止に伴う廃止
制定改廃の根拠等	市独自の廃止
条例の概要	<p>飛騨市福祉作業所こぶしの家(以下「こぶしの家」という。)は、小規模授産施設として合併前の神岡町心身障害者小規模授産施設の設置及び管理に関する条例（平成7年神岡町条例第27号）に基づき設置され、合併後は本条例に引き継がれたが、合併以前から小規模授産施設として利活用されていなかった。</p> <p>また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）によるサービス体系の再編により、小規模授産施設は、就労継続支援事業所へと再編されているが、市内には就労継続支援A型が1事業所、就労継続支援B型が4事業所あることから、こぶしの家の設置目的である障がい者の社会参加と自立及び就労の訓練については当該5事業所による代替えが可能である。</p> <p>以上により、施設の必要性がないことから当該条例を廃止するもの。なお、施設が老朽化しており、他の利用方法も見込めないことから、今後解体について検討する。</p> <p>（参考：概算解体費用 5,000千円）</p>
市民への影響等	合併以前から小規模授産施設としての利用はなく、他の施設での代替えが可能であることから影響はない。
施行日	公布の日
備考	<p>(施設箇所位置図)</p> <p>神岡町船津1261番地2 (下今地内)</p> 